

JR東海労ニュース

一方的な休日出勤反対！

闘争シリーズ No. 47

No. 795 2006年2月18日

JR東海労働組合

不慮の交通事故による「否認・不参」扱い、賃金・ボーナスカット、嚴重注意処分は認められない！

名古屋地方裁判所に提訴！

04年11月10日、紀伊長島地区分会・檜作分会長は通勤途上の交通事故により出勤が48分遅れました(10～11日乗務員泊行路)。檜作さんは会社に交通事故事故があり遅れることをしっかり連絡していました。会社も連絡を受け、遅れても出勤することを指示しました。出勤して事情聴取がされ、その後代替え要員を確保しており、仕事がないので帰宅するよう会社は指示をしました。いくら代替え要員を確保したからといえ後行路の乗務、出勤予備の勤務をさせることは可能なことです。

また、次勤務確認では、12日の勤務を確認しています。11日の勤務は確認されていないのです。11日は就労可能なはずですが、しかし会社は11日に勤務につかせず、何と10日の勤務は「否認」、11日の勤務は「不参」としたのです。会社が「帰れ」と指示してこんなことがあっていいのでしょうか！

会社はこの件で10～11日の事情聴取時間を除いた勤務時間分の賃金カット、さらに12月に「嚴重注意処分」、05年夏季手当のカットをしてきました。私たちJR東海労は会社の理不尽な勤務扱い、人間性のない態度を許すことはできません。2月17日、名古屋地方裁判所に「否認」「不参」での賃金カット・ボーナスカット分の請求、「否認」「不参」、「嚴重注意処分」の撤回を求めて提訴しました。